

沖縄キリスト教学院大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 沖縄キリスト教学院大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用なる人材を育成することを目的とする。

第 2 章 自己点検・評価・改善等

(自己点検・評価、改善等)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、それに基づいて改善を実施し教育水準の向上を図る。

- 2 前項の自己点検・評価を行うため、前項の趣旨に即し適切な項目を設定し実施する自己点検・評価・改善委員会を置く。
- 3 公的認証評価機関の評価を積極的に受け、教育の改善に努めるものとする。
- 4 自己点検・評価・改善委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(第三者評価協議会の設置)

- 第3条 削除
2 削除
3 削除

第4条 前第2条に基づく評価は本学の教育理念に資するものでなければならない。

(教育研究上の目的の公表等)

- 第5条 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況について、刊行物やその他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表するものとする。

第 3 章 組 織

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第6条 本学に次の学部・学科を置き、定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
人文学部	英語コミュニケーション学科	90 人	15 人	390 人

(教育研究上の目的)

第6条の2

1 人文学部の教育研究上の目的

本学は、建学の精神、大学の使命・目的、及び基本理念を踏まえ、人文学部の教育目的・理念を以下のように定める。

- (1) 聖なるものへの畏敬の念を養う。
- (2) 多様性の中に調和を求める心を養う。
- (3) 人類の福祉の向上に貢献できる能力を養う。
- (4) グローバル化・情報化・複雑化社会に対応する能力を涵養する。

2 英語コミュニケーション学科の教育研究上の目的

国際化・グローバル化する世界の文化・経済・政治等の国際交流の場において、事実上の国際共通語 (de facto international language) となっている英語において、高度のコミュニケーション能力をもって、効果的かつ分別をもって運用できる人材を育成する。

第 4 章 職 員 組 織

(職員)

第 7 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他の職員を置く。

(学長)

第 8 条 学長は、本学の校務をつかさどり、職員を統督する。

2 学長に事故あるとき又は欠けたときは、学長があらかじめ定めた者が順位に従い、学長の職務を代理又は代行する。

3 学長の選任について必要な事項は別に定める。

(部長等)

第 9 条 本学に、人文学部長、宗教部長、教学支援部長、学生支援部長、図書館長を置く。

2 学部長の選任について必要な事項は別に定める。

3 学部長以外の部長等は学長が任命する。

4 部長等の職務等については別に定める。

(名誉教授)

第 10 条 本学に多年勤務し、教育上・学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授称号授与に関する規程は別に定める。

第 5 章 大学運営協議会、教授会等

(大学運営協議会)

第 11 条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の下に、大学運営各種委員会を置く。

3 大学運営協議会及び大学運営各種委員会に関する必要な事項は別に定める。

(教授会)

第 12 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は本学専任の教育職員をもって組織する。

3 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第 6 章 開学記念日、学年、学期及び休業日

(開学記念日)

第 13 条 本学の開学記念日を 4 月 1 日とする。

(学年)

第 14 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 15 条 学年を次の 2 学期（セメスター）に分け、学期ごとに授業科目を開設し完結する。

前学期 4 月 1 日 ～ 9 月 30 日

後学期 10 月 1 日 ～ 3 月 31 日

(休業日)

第 16 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号第 3 条）に規定する休日

(3) 慰霊の日 6 月 23 日

(4) 春期休業日 2 月 10 日 ～ 3 月 20 日

(5) 夏期休業日 8 月 1 日 ～ 9 月 20 日

(6) 冬期休業日 12 月 24 日 ～ 1 月 4 日

- 2 学長は第1項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、もしくは休業日に授業を行うことができる。

(1年間の授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第7章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学年限は、前項修業年限の2倍とし、8年を超えて在学することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、編入学、転入学及び再入学により入学を許可された学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 4 職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、第1項の規定にかかわらず修業年限を2年超えることができる。

第8章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、各学期の初めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学指定の期日までに、本学所定の書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第24条 本学に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学の課程を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者
- (3) 高等専門学校課程を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る）
- (5) 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者

- (6) 外国において、学校教育における 14 年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者
- (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る）
- 2 前項の各号に該当する者の編入学の決定は、教授会の議を経て学長が行うものとする。
- 3 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第 25 条 本学に転入学を志願する者があるときは、学長は欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に入学を学長が許可するものとする。

（再入学）

第 26 条 退学した者又は除籍された者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

（編入学等の場合の取扱い）

第 27 条 前第 24 条、第 25 条、第 26 条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（教育課程の編成方針）

第 27 条の 2 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第 9 章 教育課程、履修方法、学外単位等

（教育課程の編成方法）

第 28 条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配して編成するものとする。

2 授業科目の種類及び単位数等は別表第 1 のとおりとする。

（単位の計算方法）

第 29 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第 30 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第 1 項第 4 号の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（成績の評価）

第 31 条 各授業科目の履修成績は、每学期末授業担当者がこれを評定する。評価は、期末試験成績、随時試験・平常の学習状況・レポート等により総合的に行う。

2 成績の評価は 100 点満点とし、評価の結果は次のとおり表示する。

秀	(90 点以上)
優	(80 点 ～ 90 点未満)
良	(70 点 ～ 80 点未満)
可	(60 点 ～ 70 点未満)
不可	(60 点未満)

3 海外研修、ボランティア実習等の評価についても、秀・優・良・可・不可であらわす。

(授業の方法)

第 31 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条の 3 学部及び学科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部及び学科は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 31 条の 4 本学又は学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法等)

第 32 条 授業科目の履修方法その他必要な事項は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 33 条 学長が教育上有益と認めるとき、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 34 条 学長が教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条第 1 項により本学において履修したものとみなす単位と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 第 33 条、第 34 条及び前 3 項に規定する単位の認定は、当該教授会においてこれを行う。

第 10 章 教育職員免許状

(教員免許状の所要資格を取得するための課程)

第 36 条 教育職員免許状の所要資格を取得するため教職課程を置く。

2 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定に基づく普通免許状の所要資格を取得しようとする者は、同法及び教育免許施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の定めるところによって別表第 2 に定める課程を修得しなければならない。

3 本学において取得できる普通免許状の種類は、次のとおりとする。

普通免許状の種類		教科の種類
中学校教諭 一種免許状		英語
高等学校教諭一種免許状		英語

第 11 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 37 条 病気その他やむを得ない理由により学業を継続することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の議を経て、当該学生に休業を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き 2 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て、1 年を限度として延長することができる。

4 休学の期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

5 休学の期間は、第 18 条に規定する在学年限に算入しない。

6 休学期間の学費は、免除する。ただし、別に定める在籍料を所定の期日までに納入するものとする。

(復学)

第 38 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学)

第 39 条 他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 40 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、別に定めるところにより、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 18 条に規定する在学期間に含めることができる。

3 第 33 条の規定は、第 1 項の許可を得て留学する場合にも準用する。

(退学)

第 41 条 病気その他やむを得ない理由により退学する者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 42 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 18 条による在学年限を超えた者

(2) 第 37 条第 4 項による休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 休学および休学延長の許可を得ない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(その他)

第 43 条 第 37 条から第 42 条に関して必要な事項は別に定める。

第 12 章 卒業及び学位

(卒業・学位)

第 44 条 本学に 4 年以上在学し、別表第 1 に掲げる所定の授業科目数及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第 31 条の 2 第 2 項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定する。

3 学長は、第 1 項の卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

4 卒業の認定および卒業証書・学位記授与は、3 月および 9 月に行う。

(学位の授与)

第 45 条 学長は、卒業を認定した者に学士（英語コミュニケーション学）の学位を授与する。

第 13 章 特別学生

(科目等履修生)

第 46 条 本学において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 高等学校在校生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該高等学校との協定に基づき、学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

3 公開講座開設科目の中、学則第 28 条第 2 項別表第 1 に規定する授業科目について、科目等履修生は評定を受け、合格者は単位を修得することができる。

4 本学に入学する以前に本学において単位を修得した者が、引き続き本学に入学した場合、その修得単位が 30 単位以上あり、授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果をあげていると認められる場合、第 18 条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、2 個学期を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(研究生)

第 47 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、入学を許可することができる。

2 研究生となることを志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると学長が認めた者とする。

(委託生)

第 48 条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、委託生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第 49 条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）との学術交流協定、又はその他の協議に基づき、当該他の大学等の学生が、本学の授業科目の一部について履修を志願するときは、当該教授会の議を経て、特別聴講学生として学長が履修を許可することができる。

2 特別聴講学生の履修できる単位数は、通算して 30 単位を超えないものとする。

(外国人留学生)

第 50 条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等の取扱い)

第 51 条 前 5 条に定めるもののほか、科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項を別に定める。

第 14 章 入学検定料、入学金、授業料等

(授業料等の金額)

第 52 条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実資金の納入金は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円
入 学 金	130,000 円 (入学時のみ)
授 業 料	660,000 円 (年額)
教育充実資金	160,000 円 (年額)

- 外国人留学生、科目等履修生、研究生等の入学検定料、入学金及び授業料等については別に定める。
- 在籍期間 4 年を超えて修学する者の授業料及び教育充実資金は、最終年次と同額とする。ただし、1 個学期のみ履修して卒業する者は、年額の 2 分の 1 とする。
- 本学の指定する地域に在住している者の入学検定料については別に定める。
- 本学の指定する資格を取得した者の入学検定料については別に定める。

(授業料等の納入方法・納入時期)

第 53 条 入学金を除く学費は、春学期及び秋学期に分けて半額ずつ納めることができる。

- 学費納入の時期は、次のとおりとする。

春学期	3 月 中
秋学期	9 月 中

- 一旦納入した学費その他の納入金は、これを返還しない。ただし、入学を内定した者が入学前の所定の期日までに入学の辞退を申し出た場合、入学金を除く学費を返還することがある。なお、納入後に休学する者の場合は、授業料及び教育充実資金については、復学時の納入金に振り替えることができる。振替割合は次のとおりとする。

休学願い出の日	振 替 割 合
納 入 日 ～ 学期開始前日	1 0 0 %
学期開始日 ～ 15 日	8 0 %
16 日 ～ 30 日	5 0 %
31 日 ～	0 %

- 学費等納入金に関する規定は別に定める。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

第 54 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 55 条 学長は、本学の学則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められた者
 - (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 16 章 大学開放及び生涯学習支援

(大学開放)

第 56 条 本学は、教育研究上の支障のない限りにおいて、その教育研究施設及び設備を積極的に開放する。

(生涯学習支援)

第 57 条 本学は、地域社会の発展に寄与するため、生涯学習事業をととして本学の教育研究資源の地域社会への還元に積極的に努めるものとする。

2 本条に定める生涯学習支援を円滑ならしめるため生涯学習支援委員会を本学に置く。

3 生涯学習支援委員会に必要な事項は別に定める。

第 17 章 奨学制度

第 58 条 本学に、給付奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第 18 章 雑 則

第 59 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項及び改廃は、大学運営協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この学則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 52 条、第 53 条の規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	収容定員
2004 年度	120 人	—	—	—	120 人
2005 年度	120 人	120 人	—	—	240 人
2006 年度	120 人	120 人	120 人 + 15 人	—	375 人
2007 年度	120 人	120 人	120 人 + 15 人	120 人 + 15 人	510 人

附 則

この学則は、2005 年 11 月 29 日から施行し、2005 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2006 年 4 月 26 日から施行し、2005 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

2 沖縄キリスト教短期大学学則（1959 年 4 月 1 日制定）及び学内諸規程中「助教授」は「准教授」、「助手」は「助教」に読み替えるものとする。

附 則

この学則は、2007 年 1 月 17 日から施行し、2006 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2007 年 5 月 14 日から施行し、2007 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

2 2007 年度の在学者で、卒業延期（休学及び留学を除く。）により在学年限を超える者の授業料等は、最終年次の授業料の 2 分の 1 とする。ただし、1 個学期のみ履修して卒業する者は、年間授業料の 4 分の 1 とする。

附 則

この学則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2010 年 5 月 11 日から施行し、2010 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2010 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	収容定員
2015 年度	90 人	120 人	120 人+15 人	120 人+15 人	480 人
2016 年度	90 人	90 人	120 人+15 人	120 人+15 人	450 人
2017 年度	90 人	90 人	90 人+15 人	120 人+15 人	420 人
2018 年度	90 人	90 人	90 人+15 人	90 人+15 人	390 人

附 則

この学則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2016 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、2016 年 12 月 5 日から施行し、2016 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2017 年 4 月 1 日から施行し、2017 年 2 月 17 日より適用する。

附 則

この学則は、2017 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

別表：第1 授業科目および単位数

大学基幹科目

科目群	科目CD	授業科目の名称	ナンバリング	単位数			履修方法 卒業要件
				必修	選択	週時間	
必修	40001	キリスト教概論	CHR 200	2		2-0	
	40002	聖書における人間	CHR 201	2		2-0	
	40011	キリスト教平和学	CHR 309	2		2-0	
				必修	選択	単位	
				6		6	

大学共通科目

科目群	科目CD	授業科目の名称	ナンバリング	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
				必修	選択	週時間		
キリスト教	40003	英語聖書講読	CHR 225		2	2-0		1科目2単位 以上履修
	40010	キリスト教芸術	CHR 307		2	2-0		
情報 コミュニケーション	50228	コミュニケーション・スタディーズ	CMS 133		2	2-0		1科目2単位 以上履修
	50225	異文化コミュニケーション	CMS 134		2	2-0		
	50231	非暴力コミュニケーション技法	CMS 138		2	1-1		
	50226	多文化共生社会と異文化コミュニケーション	CMS 135		2	2-0		
	50101	教育心理	TTC 201		2	2-0		
	50052	比較文化	CMS 240		2	2-0		
	50229	身体表現ワークショップ	CMS 136		2	0-2		
	50230	パフォーマンス・スタディーズ	CMS 137		2	2-0		
	50227	コミュニケーションとしてのパフォーマンス	CMS 224		2	2-0		
オキナワ スタ	50208	コンピュータ演習	CMS 170		2	0-2		
	40053	うちなーぐち講座	OKS 130		2	2-0		1科目2単位 以上履修
	50061	Okinawan Studies	OKS 348		2	2-0		
	50147	沖縄の歴史と現在	OKS 240		2	2-0		
	50165	近代沖縄とアイデンティティ	OKS 363		2	2-0		
50197	沖縄経済論	OKS 267		2	2-0			
第二外国語	40054	中国語Ⅰ	◆ SLA 110		2	0-2		◆印の科目を1 科目2単位以上 履修
	40055	中国語Ⅱ	SLA 111		2	0-2		
	40056	韓国語Ⅰ	◆ SLA 114		2	0-2		
	40057	韓国語Ⅱ	SLA 115		2	0-2		
	40058	スペイン語Ⅰ	◆ SLA 118		2	0-2		
	40059	スペイン語Ⅱ	SLA 119		2	0-2		
Global Studies	50053	異文化理解	GLS 250		2	2-0		1科目2単位 以上履修
	50110	国際平和学	GLS 150		2	2-0		
	50257	海外ボランティア演習	GLS 155		2	0-2		
	40015	日本国憲法	GLS 144		2	2-0		
	40016	ジェンダー論	GLS 330		2	2-0		
	50218	ハワイアン・スタディーズ	GLS 255		2	2-0		
	50112	国際理解教育	TTC 322		2	2-0		
インターナ ショナル・ビ ジネス	40020	経済学	BUS 170		2	2-0		1科目2単位 以上履修
	50202	経営学	BUS 190		2	2-0		
	50198	観光学概論	BUS 180		2	2-0		
	50233	PCスキルとビジネス・マナー	BUS 270		2	0-2		
	50095	キャリア・ガイダンス	BUS 295		2	2-0		
	50089	マーケティング	BUS 371		2	2-0		
	50090	インターンシップ	BUS 460		2	0-2		
	50222※	インターンシップ（認定科目）	BUS 361		2			
	50258	沖縄の地域産業と地域づくり	BUS 381		2	0-2		
人間総合 科学	50219	体育一般	SSS 275		2	1-1		1科目2単位 以上履修
	40027	生命の科学と倫理	SSS 280		2	2-0		
	40034	健康の科学	SSS 287		2	2-0		
	40026	死生学	SSS 380		2	2-0		
	40028	生活環境論	SSS 290		2	2-0		
	50223	人間学	SSS 151		2	2-0		
	50224	学校ボランティア実習	TTC 205		2	0-2		
	50098	自主研究	SSS 392		2			
	55501	教職の意義	TTC 101		2	2-0		
	50056	教育制度	TTC 202		2	2-0		
	55502	教育原理	TTC 102		2	2-0		
	40032	道德教育	TTC 302		2	2-0		
					必修	選択	単位	
					102	102		

人文学部英語コミュニケーション学科
学科総合科目

科目群	科目CD	授業科目の名称	ナンバリング	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
				必修	選択	週時間		
学科必修	50253	フレッシュマン・セミナーⅠ	THE 130	1		0-2		10単位
	50254	フレッシュマン・セミナーⅡ	THE 131	1		0-2		
	50255	基礎ゼミナールⅠ	THE 230	1		0-2		
	50256	基礎ゼミナールⅡ	THE231	1		0-2		
	50180	卒業基礎研究Ⅰ	THE 390	1		0-1		
	50181	卒業基礎研究Ⅱ	THE 391	1		0-1		
	50096	卒業研究（演習）Ⅰ	THE 490	2		0-2		
	50097	卒業研究（演習）Ⅱ	THE 491	2		0-2		
				必修 10	選択	単位 10		

学科英語専門科目

科目群	科目CD	授業科目の名称	ナンバリング	単位数			履修方法		必要取得 単位数
				必修	選択	週時間			
English Communication	50211	English Communication I	◇ EOC 110		4	0-8	コア科目	◇段階的に 履修する こと	50単位
	50212	English Communication II	◇ EOC 111		4	0-8			
	50213	English Communication III	◇ EOC 112		4	0-8			
	50214	English Communication IV	◇ EOC 213		4	0-8			
	50215	English Communication V	◇ EOC 214		4	0-8			
英語講読演習	50169	多読	◇ ERE 100		1	0-2		◇段階的に 履修する こと	
	50241	英語講読演習 I	◇ ERE 110		2	0-4			
	50242	英語講読演習 II	◇ ERE 111		2	0-4			
	50243	英語講読演習 III	◇ ERE 112		2	0-4			
	50244	英語講読演習 IV	◇ ERE 213		2	0-4			
英文法・英作文	50247	英文法・英作文 I	◇ EWR 110		2	0-4		◇段階的に 履修する こと	
	50248	英文法・英作文 II	◇ EWR 111		2	0-4			
	50249	英文法・英作文 III	◇ EWR 112		2	0-4			
	50250	英文法・英作文 IV	◇ EWR 113		2	0-4			
	50251	English Composition I	◇ EWR 201		2	0-4		◇段階的に 履修すること	
	50252	English Composition II	◇ EWR 202		2	0-4			
Advanced Communication	50152	Accessing Digital Media I	AOC 222		2	0-2	上級科目	1科目2 単位以上 履修	
	50153	Accessing Digital Media II	AOC 223		2	0-2			
	50150	Public Speaking I	AOC 225		2	0-2			
	50151	Public Speaking II	AOC 226		2	0-2			
	50008	Discussion & Debate I	AOC 230		2	0-2			
	50009	Discussion & Debate II	AOC 231		2	0-2			
	50170	Advanced Communication I	AOC 317		2	0-2			
	50171	Advanced Communication II	AOC 318		2	0-2			
	50204	The Post-American World	AOC 321		2	0-2			
50205	British Cultural Studies	AOC 331		2	0-2				
Advanced Reading	50245	英語講読演習 V	ARE 214		2	0-4	1科目2 単位以上 履修		
	50246	英語講読演習 VI	ARE 215		2	0-4			
	50014	Current Issues in English	ARE 220		2	0-2			
	50136	Current Issues Online	ARE 227		2	0-2			
高等英文法	50018	高等英文法	AWR 214		2	0-2	1科目2 単位以上 履修		
	50144	Investigative Reporting	AWR 320		2	0-2			
	50021	Advanced Writing	AWR 322		2	0-2			
	50145	Creative Writing	AWR 370		2	0-2			
	50146	Visual Rhetoric	AWR 375		2	2-0			
					必修 0	選択 79		単位 79	

学科応用科目

科目群	科目CD	授業科目の名称	ナンバリング	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
				必修	選択	週時間		
英語学	50025	英語音声学	ENG 110		2	2-0	1科目2単位以上履修	24単位
	50026	英語学概論 I	ENG 120		2	2-0		
	50182	社会言語学	ENG 135		2	2-0		
	50027	英語学概論 II	ENG 221		2	2-0		
	50184	教育英文法	ENG 230		2	2-0		
	50029	英語教育法	ENG 310		2	0-2		
英米文学	50034	英文学史	LIT 306		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	50035	米文学史	LIT 308		2	2-0		
	50206	英国文学作品研究	LIT 311		2	2-0		
	50207	米国文学作品研究	LIT 321		2	2-0		
通訳・翻訳	50116	同時通訳 I	INT 250		2	0-2	1科目2単位以上履修	
	50117	同時通訳 II	INT 251		2	0-2		
	50178	同時通訳実践演習 I (Chapel Service)	INT 290		1	0-2		
	50179	同時通訳実践演習 II (Chapel Service)	INT 291		1	0-2		
	50148	通訳とプレゼンテーション	INT 302		2	0-2		
	50236	英日翻訳技法	INT 310		2	0-2		
	50237	映像翻訳	INT 311		2	0-2		
	50118	同時通訳初級 (夏期集中講座)	INT 360		2	1-2		
	50119	同時通訳上級 (夏期集中講座)	INT 404		2	1-2		
	50238	日英翻訳技法	INT 417		2	0-2		
50240	日英翻訳実践テクニック	INT 418		2	0-2			
国際関係	50062	国際関係論	GRE 250		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	50156	Global Issues	GRE 360		2	2-0		
	50259	コミュニティデザインとしてのNGO・NPO	GRE 368		2	0-2		
	50105	海外研修 (国際交流)	GRE 153		2			
	50113	海外研修 (国際協力)	GRE 154		2			
	50106	海外研修 (多文化共生)	GRE 155		2			
	50260	海外研修 (アジアボランティア)	GRE 156		2			
コミュニケーション	50234	メディア・スタディーズ	COM 225		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	50235	メディア&パフォーマンス	COM 226		2	0-2		
	50040	異文化交渉演習	COM 337		2	0-2		
	50232	パフォーマンスと心理学	COM 338		2	2-0		
				必修 0	選択 62	単位 62		
				必修 16	選択 243	総単位 259		

履修方法 ・ 卒業要件

	区 分	必修		選択		計	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
1	大学基幹科目	3	6			3	6
2	大学共通科目			13	26	13	26
3	学科総合科目	8	10			8	10
4	学科英語専門科目			25	50	25	50
5	学科応用科目			12	24	12	24
6	自由科目			4	8	4	8
		11	16	54	108	65	124

注：本学を卒業するには、4年以上(8学期以上)在学し、124単位以上履修しなければならない。

(注：休学期間は、在学年限に算入しない)

◎学科英語専門科目の上位科目単位取得により必要単位取得数の50単位を満たせない場合は、学科応用科目における科目履修を可能とする。

◎自由科目8単位は大学共通科目および学科英語専門科目、学科応用科目から履修すること。

◎他学で履修した科目で、本学の授業科目にない科目については、自由科目とすることができる。

(編入学および単位互換による科目・留学等で修得した科目)

◎※印の科目は学外講座または寄附講座となっており、開講されない場合もある。

◎学科英語専門科目の「上級科目」については、1科目2単位を段階的に履修すること。

別表：第2

教職科目

	科目 CD	授業科目の名称	ナンバリング	単位数			履修方法
				必修	選択	週時間	
	55001	教職の意義	TTC 101	2		2-0	中免必修
	55002	教育原理	TTC 102	2		2-0	
	55003	教育心理	TTC 201	2		2-0	
	55004	教育の制度 (=教育制度)	TTC 202	2		2-0	
	55033	特別支援教育概論	TTC 206	2		2-0	
	55030	生徒・進路指導論	TTC 204	2		2-0	
	55024	国際理解教育	TTC 322	2		2-0	
	55034	教育相談の理論と方法	TTC 306	2		2-0	
	55035	教育方法・教育課程	TTC 305	2		2-0	
	55037	教育におけるICT活用	TTC 207	1		0-1	
	55031	道徳教育の理論と方法 (=道徳教育)	TTC 302		2	2-0	
	55036	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	TTC 304	2		2-0	
	55025	英語科教育法 I (=英語教育法)	TTC 310	2		0-2	
	55026	英語科教育法 II	TTC 311	2		0-2	
	55027	英語科教育法演習 I	TTC 312	2		0-4	
	55015	介護等体験	TTC 320		2	1-3	中免必修
	55021	教育総合研究	TTC 321		2	2-0	
	55020	教育実習事前事後研究	TTC 401	1		0-2	中免必修・高免選択 高免のみ
	55018	教育実習 (中学)	TTC 402		4		
	55019	教育実習 (高校)	TTC 403		2		
	55023	教職実践演習 (中高)	TTC 404	2		0-2	
	55028	英語科教育法演習 II	TTC 410	2		0-2	
				32	12		

◎教職科目を一部履修した後に、教員免許状取得を取りやめた場合：履修済みの教職科目は、自由科目（8単位内）として、卒業単位に算入することができる。